

「社会的損失の責任は理事会に」

2月4日に団体交渉が開かれました。

教職組は、組合ニュース前号（第 291 号）で報告した理事長の「月俸 100 万円アップ」を取り上げました。中川専務理事は「団交テーマではない」、「ノーコメント」を繰り返し、否定することができませんでした。

教職組：理事長が自らの月給を 100 万円アップさせたと言うのが本当か

法人：団交テーマではない（中川専務理事）

教職組：教職員の給与、賞与が減額されている時に、特定の人だけの増額は、不公平感の極地だ。

法人：団交テーマではない（中川専務理事）

教職組：何故か

法人：ノーコメントだ（中川専務理事）

教職組：団交テーマではない、と言うが、団交で何度もテーマにしてきた。

法人：知らない（中川専務理事）

教職組は、法人の予算・決算の報告において、大項目だけではなく、小項目を含めた経理の公開を常に要求してきました。例えば、法人は財務諸表の提出を文科省に義務づけられていますが、その諸表の大項目欄「支出」には、5 つの小項目があります。その主たるものは①教員の人件費②職員の人件費③役員報酬（理事の給与）です。大項目「支出」の総額の中で、教職員の人件費が減らされれば、相対的に理事の給与は増えます。したがって私たちは、団交の給与交渉では、役員報酬の額と実態を明らかにするよう要求してきました。一般の教職員がまともな待遇を受けている状況ならばまだしも、私たちの所得が数年来減額され続け、また法人から「財源が厳しい」などと喧伝されている状況で、このような措置をとるといのは、他人から好印象を持たれることが不可欠である組織の経営者として呆れた話です。

松村理事発言の虚偽性

2009 年 4 月 17 日、金沢地裁で松村労務担当理事は以下のように回答をしていますが、全くの虚偽です。（組合ニュース 288 号「ウソつきの例」参照）

組合側弁護士：（団交で）役員報酬はいくらだということは答えたんですか

松村証人： 答えております（松村証人調書 49 頁）

1995 年に教職組が結成されて以来、法人は、例えば法人機関紙『With』でも団交でも役員報酬の額について答えたことは皆無です。隠し続けたままであるのは、明らかになってはまずい、知られたくないことが法人にあるからでしょう。

補助金カット：理事の高額報酬のため

1997 年、4 人の理事が文部省の定める上限額を超えた年俸を得ていた事実が明る

みに出ました。超えた分の 4,000 万円が、国民の血税に由来する私学助成金からカットされました。4,000 万円もオーバーして理事に年俸を払えるほど北陸大は豊かな大学である、と見なされたためです。この被害者は、本来福利厚生や教育に費やされる助成金を減らされた学生、教職員です。

文部省の 2 度の行政指導：「私物化するな」

この年、文部省は北陸大学理事会に対して、2 度も行政指導を行いました。同一年度内に 2 度も理事会の運営体制が批判されたことは前代未聞でした。

1 度目は、「国に虚偽報告 2 度、北陸大体育館建設の資金負担など、文部省異例の行政指導」（『読売』97.4.3）「体育館建設で虚偽報告、運営管理体制に問題」（『毎日』97.4.2）と指摘されました。しかし、この指導に従わず、懲りない理事会は、同じ年の 9 月に、「文部省から再度指導」（『北國』9.27）、「北陸大に再行政指導、文部省、経理内容公開求める」（『北陸中日』9.30）と報道されました。

2 度の行政指導の内容とは何だったのでしょうか。社会的な悪評に直面した理事会は、3 学部のそれぞれに説明に来ざるを得ませんでした。同年 10 月、中川専務、佐々木学長は、文部省が「理事会等の運営体制の見直しと法人の管理運営の適正化」を求め、「役員報酬の理事長一任」を改め、「内部監査機能を強化」し、「学校法人と関連産業の重なり」「土地問題の不明朗」等を是正するよう指導したことを報告しました（『組合ニュース』とりわけ 64,65,82,90,92,94,98 号）。総じて「公共性を自覚した運営」（『読売』同上）をせよ、すなわち、私物化をするなど指摘されたわけです。

役員報酬額とその実態について経理内容を公表させることは、私たち教職組結成以来の要求項目の一つであり、団交でも給与交渉の際にはほぼ毎回テーマに取り上げてきました。しかし、上述のように役員報酬額を「答えている」という松村理事発言は、虚偽です。

二重の虚偽

仮に団交で報酬額を「答えている」ならば、先の「団交テーマではない」（中川専務理事）は、またまた虚偽です。私たちは、団交で何度もテーマにしてきましたが、「知らない」（中川専務理事）というならば、以下の事実を指摘します。

1996 年 9 月 9 日、当時の西谷労務担当理事に代わって中川理事は団交に「責任を持って出てき」（中川理事）ました。高額役員報酬のために補助金が減額された事態の解明を求められた理事は、「いるとすれば 1 人だけ、基準を超えている」と答えています（正確には 4 人の理事が超えている、『組合ニュース』32,34 号）。こうして役員報酬は、団交テーマになっているのです。大学の補助金や一般の教職員の待遇、学生の学習環境にも大きく影響する事項であるのに、団交テーマに取り上げないというほうが不当です。

衛藤藩吉氏「大学は企業と違う」

昨年末に、法人機関紙『With』（平 20.12）は、北陸大学の給与「水準」を特集しました。ここで、公益法人の大学と私企業を前提なしに比較するというデータメな方法を取り、結果として北陸大学法人の知的「水準」を明らかにしました。

私立大学は①公的存在として、税制度で優遇を受け②私学助成金を得ています。共に経営を優先させないための措置です。少なくともこの 2 点で私企業とは全く異なります。大学の給与「水準」の比較を「日本電気硝子」や「東宝」と行っても実態は見えてきません。まず第 1 に、条件の同じ大学間で行うべきです。その上で、労働の質、労働時間などのファクターを考慮しながら、類似条件の他種職場との比較はあり得るでしょう。

1997 年 3 月 7 日、北陸朝日放送は、理事の高額報酬等に関して、衛藤藩吉氏（元亜細亜大学学長）と解説員のコメントを放映しました。「大学は企業と違う。理事長は辞めるべき」（衛藤氏）である。盗聴器発見や「補助金の不明朗な使途」（解説員）からくる「イメージダウンによる社会的損失の責任は理事会にある」（同）。法人が、「全日本空輸」等の企業と大学を無原則に比較しているということは、法人自身が北陸大学を「企業と同じ」と見ている事実を示しています。

経営責任を自覚せよ

父母の「学納金延滞額が年々増加し」（『With』同）、「業績が上がっていない」（同）時に理事長のみの月額給与を 100 万円も上げるとは。せめてまともな「企業と同じ」になれ、と多くの組合員は叫んでいます。まともな企業の法人は、業績不振時には、まず経営責任を自覚し、理事年俸を下げるでしょう。それが「公共性」を自覚し、私物化の対極にある経営感覚です。自分だけこれほどの増額とは、比較された企業家にとっても、迷惑であり、同列視するなど言いたくありません。

公の機関の認定「法人の組合敵視」

団交では教職組は、この他に a) 労基署の指導で支払われた 2 年間分の金額の明細書を出すよう一貫して主張しました。円単位まで支払われたのですから、時間明細が出せるはずですが。また働いても、働いていないとされた例がかつて北陸大学にあったからです。人は過ちを犯すので、経営側による時間判定が誤っている場合もあり、労使双方がチェックしあうために、明細が不可欠です。相互信頼の基盤です。

更に、b) 2009 年 6 月と 9 月の交渉で、法人が示している「代休を取得するものとする」を「取得することができる」と改めるよう、今回も要請しました。理由は、「できる」が、就業規則通りだからです。加えて代休は労働者の権利でもあるからです。法人は a) に対しては今回も沈黙をし続け、b) には、今回も、検討する、という回答だけでした。他に昨年の賞与は、暫定支給である点を相互で確認し合いました。法人は今回も執拗に団交の早朝 7 時開催を「頭脳がクリアだから」と主張しました。もしそうならば、理事会、部課長会議、月曜会など法人主導の会合を率先して 7 時開催にし、成果を挙げて模範を示すべきでしょう。団交での実りのなさは、労使の頭脳の問題ではなく、法人の「不当労働行為」（石川県労働委員会決定 2 頁、2007 年 4 月）、「組合嫌悪の意志」（同 23 頁）、組合への「敵対意識や嫌悪感」（同）にこそあるのです。

国に虚偽報告2度

北陸大

体育館建設の資金負担など

文部省、異例の行政指導

とにしている。

学長選任問題を巡って混
乱が続いている北陸大学
(金沢市・北元喜朗理事長)
が建設した体育館の資金負
担の問題などで文部省に二
回にわたり虚偽の報告を行
い、異例の行政指導を受け
ていたことが二日までに分
かった。

同省によると、同大学は
当初同省に報告した計画と
は異なり、体育館の一階部
分を拡張し、二階部分を増
設したにもかかわらず、二
階部分の増設を同省に報告
しなかったことが昨年五月
発覚、注意を受け、計画変
更を提出した。しかしその
際、体育館の財源は、体育

館を管理する別会社を作
り、その会社が資金を借り
入れて負担したにもかかわらず、学校法人が負担した
と同省に対し、再度虚偽の
報告をしていた。

行政指導は先月十八日、
北元理事長と久野栄進、前
学長を同省に呼び、口頭で
行われた。同省は、同大学
の理事会、評議会の構成メ
ンバーが学校法人関係者に
関連企業関係者に偏ってい
る点などを指摘したうえ
で、①理事会などの運営体
制の見直しと法人の管理、
運営の適正化②理事会と教
授側の協力関係の確立③内
部監査の強化④諸規定の整
備⑤事務処理体制の改善と
充実、強化の五項目を
挙げ、学校法人として公共
性を自覚した運営を求め
た。

金沢地裁に提出 甲第150号証
(2007年10月19日)

北陸中日新聞(朝刊)
9月30日(火)

(第3種郵便物認可)

北陸大に再行政指導

文部省 経理内容公開を求める

学長選出などをめぐり理
事会と教授らが対立してい
る北陸大(金沢市)に対し
て、文部省が今月初め、今
年三月に続き再度の行政指
導を行っていたことが、二
十九日までにわかった。

理事会などの構成・運営
体制の見直しや、理事会と
教授らの共同関係確立な
ど、三月の指導後も改善が
進まない点について引き続
き指摘したほか、経理内容
を教職員や父母らの関係者
に公開することも新たに求
めた。

経理内容の公開は、全国
の多くの私立大学で、教職
員ら関係者に対して行われ
ている。北陸大では教職員
組合が団体交渉の際に公開
を求めてきたほか、今年八
月には北元喜朗・同大理事
長らで公開要求書を提出
している。

再指導について中川幸一
・同大専務理事は「指導内
容の詳細は申し上げられな
い。改善の努力を怠らな
い」と(再指導)になったと
している。